

三重県森林環境譲与税基金条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二号

三重県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第三十条第二項各号に掲げる市町が実施する森林の整備の支援等に関する施策等に要する経費の財源に充てるため、三重県森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第三十条の規定による譲与額に相当する額を一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰替の方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。